知的財産の保護と刑事罰

棚町　祥吉*

目　次

はじめに
第１　捜査機関の受入態勢の実情等
第２　権利侵害についての民事と刑事の対比的検討
第３　特許発明の技術的範囲についての問題点
第４　間接侵害についての侵害罪の成否
第５　両罰規定
第６　特許権の無効と侵害罪の成否
第７　公訴時効についての問題点
第８　その他の罰則について
むすび

はじめに

悪質な知的財産の侵害に対しては，刑事罰の活用による防衛が必要である。最近における悪質な著作権の侵害については，もはや刑事罰に頼るほかないとする声すらもある。特許法などの工業所有権関係の知的財産についても，侵害の方法が悪質巧妙化し，また暴力組織が絡むなど刑事罰を活用せざるを得ない事例の増加が懸念される。しかし，行政刑罰は，適用されない事に重大な存在意義があるともいわれている。一概にその活用が望ましいとはいえない。

知的財産関係法律の罰則中身近で重要な問題があるのは，各法律に設けられた権利侵害罪であるので，その代表である特許権侵害を中心に，体系的ではないが，捜査機関の受入れ態勢，法解釈上の問題，立証などの訴訟法上の問題を随所に織り混ぜて，実務中心の重点的解説をすることとしたい。

第１　捜査機関の受入態勢の実情等

１　工業所有権四法中商標法78条の侵害罪以外は，これまで親告罪であったが，近年の法改正で特許法196条，実用新案法56条，意匠法69条の各侵害罪は，非親告罪となった。親告罪であったときは，刑事訴訟法235条の規定により，被害者が犯人を知った日から６月以内に告訴しなければ検察官（検事と副検事の総称，以下同じ。）は起訴できなかった。現在は，その制約がなくなったから，刑事罰が強化されたといえる。しかし，非親告罪となっても，事柄の性質上，被害者が告訴しないと捜査は開始されにくい。非親告罪の告訴は，捜査機関に職権発動を促すだけである。この種事件は，主として検察官に対する直接の告訴事件（警察を経ない，いわゆる「直告事件」）になると思われるが，特別の科学的専門知識を必要とするため検察官としても，苦労の多い部門である。

もとより，告訴権は，同法230条で定める被害者の権利であるが，一般的に告訴事件にみられる困った現象は，偏執者，告訴狂などの権利の濫用と見ざるを得ない告訴申立てが横行していることで，これが検察官を悩ませ，また善良な被告訴人にも迷惑をかける結果となっている。内容が虚偽の告訴については，刑法172条の虚偽告訴の罪（旧誣告罪）が成立するので，その反面解釈として，告訴を受理するに当たっては，内容が虚偽でない事を審査しなければならない。

２　ところで，検察庁においては，その内容がまともな告訴であると判断した場合には，これを受理する。検察官のうち検事は，全国で僅か千人前後で非常に少なく，犯罪が逐年増加の傾向にあるので，多忙を極めてはいる。しかし，かって，検察庁が莫大なエネルギーを喰われていた公安事件が，幸いにも近年は皆無に近い状態になり，公安部が残存するのは最高検察庁と全国８の高等検察庁及び東京，大阪，名古屋の地方検察庁だけとなり，これらも「治にあって乱を忘れない」ためだけの存在であり，部制のある，横浜，浦和，千葉，京都，神戸，広島，福岡，札幌，高松の大規模地方検察庁の公安部は既に廃止され，これに代わり知的財産犯罪をも担当すべき特別刑事部が設けられた。これは，検察庁において，知的財産犯罪の捜査を強化す

＊ 弁護士・元検事

る態勢が整備されつつある徴候と思われる。

3 法務・検察においては，未だ「知的財産権」という用語も定着していなかった昭和の末期から，将来を見越して検事に対する組織的大規模な専門研修（当時は無体財産権の研修と称していた）を開始しており，以後20年近くを経過した今日においては，検察事務自体が電子化されたり，コンピューター関連犯罪の増加等の影響もあって，大規模の地方検察庁では科学知識を必要とする知的財産関連事件の捜査能力が飛躍的に向上していると思われる。

4 告訴の受理については，上記のような特殊な事情があるので，告訴の受理を円滑にし，検事の捜査を促進させるためには，告訴状の提出に当たり，専門知識を有する告訴人側の弁理士，被害会社の担当技術者等が的確な証拠資料を取り揃えて提供するとともに，検事に対する専門知識の説明等捜査への積極的な協力の申出が必要である。

5 最近の最高裁判所及び高等裁判所の判例集を見ても，知的財産に関する刑事事件の判例は，極めて少ない。僅かに，商標法違反と著作権法違反が数件あるくらいである。しかし，判例集には出なくとも，全国的にかなりの刑事事件があると思われるが，その多くは，捜査の段階で示談が成立して不起訴処分になったり，争いのない罰金相当の事件として略式命令（最高額50万円）で済まされているものと思われる。刑事罰の活用は，未だ低調といえよう。

6 検事は，捜査の結果，犯罪の証明がある場合においても，事件を起訴猶予にする権限を有しているので，被害者と加害者の間で示談（和解）が成立し告訴が取下げられれば，起訴猶予により事件が終結し，当事者間の紛争が収まる事が多く，民事訴訟事件の多くが和解で終了するのと似ており，これも刑事罰が活用されている一局面である。

7 刑事罰の活用には，長所と短所がある。長所としては，民事訴訟では対応しきれないような悪質の権利侵害対策に有効であることであり，当面，著作権法による諸権利の侵害の防圧に刑事罰の活用が不可欠と思われる。デジタル機器の発達，インターネットの異常な普及に伴い，瞬時に大量の海賊版の作成が可能となっており，犯人が誰であるかが不詳の場合もあるから，これは，刑事罰の出番であり，公権力により真犯人を探索し，厳重な処罰による刑事政策的効果を計らなければならない。

刑事罰活用の短所としては，目下のところ知的財産事件の告訴は低調と思われるが，若しこれが活発化すれば，前記のような告訴狂の権利濫用的な告訴がこの部門においても増大する虞がないとはいえない。次に，被害者が加害者を告訴するということは，懲役刑・罰金刑の処罰を求める事に外ならず，穏やかではない。民事訴訟はともかく刑事告訴は，余程の事情がない限り躊躇するのが良識ある者の正常な心情かもしれない。特に企業間においては，ある部門では対立競争し，他の部門ではクロス・ライセンス等で協調しているという複雑な関係にあることが多いと思われるので，特許権等の侵害があっても，トラブルの解決手段として告訴することは，しこりを残し問題があろう。刑事告訴は，抜かざる伝家の宝刀と考えるべきかもしれない。しかし，企業はその有事に備え，如何なる事態にも対処できるよう平素から刑事罰の本質と活用方法を理解しておくことが必要と思われる。

第２ 権利侵害についての民事と刑事の対比的検討

読者各位は，民事事件としての権利侵害については，造詣が深いので，刑事と民事との違いを中心に論ずることとしたい。

１ 民事責任と刑事責任の範囲の違い

先ずいえることは，民事上侵害となる場合に限り刑事上の侵害罪の成立する可能性があることであり，民事上侵害とならない行為につき，侵害罪が成立することは，あり得ない。

２ 侵害者の捉え方の違い

知的財産の侵害は通常企業ぐるみで行われる。従って特許法100条以下の規定に該当する侵害行為に対し，民事訴訟を提起する場合には，その侵害行為をしている企業主体の株式会社等を被告として提訴すれば足りる。

しかし，刑事訴訟においては，侵害をした企業主体である会社等の法人自体に犯罪能力がなく，自然人の侵害行為を介して両罰規定（後で解説する）が発動され，法人には罰金刑だけを科することができるのである。したがって，侵害罪で刑事訴追をするに当たっては，自然人である行為者を特定しなければならない。尤もその特定は，捜査機関の責任であり，被害者は，侵害をしている会社などの法人を被告訴人として告訴

すればよく，捜査の進展により，行為者が特定されてくることとなる。

3 故意犯である侵害罪

侵害罪を定めた特許法196条は「特許権又は専用実施権を侵害した者は，5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する」とだけ規定し，過失犯処罰規定が設けられていない。従って，罪刑法定主義により，処罰できるのは故意犯に限定され，過失を犯罰することはできない。

行政罰則にも刑法総則の規定が適用されるから，侵害罪は，刑法38条1項により罪を犯す意思（故意，「犯意」ともいう。）がなければ成立しない。なお，特許権の侵害につき，特許法103条は，侵害者にその侵害行為に過失があったものと推定する旨の規定を設けているが，この過失推定の規定は，その規定の形式から見ると，民事責任としての過失責任を定めたにとどまり，侵害罪につき過失犯処罰規定を設けたものと解釈することはできない。

4 侵害罪に必要とされる故意の内容

侵害罪が成立するためには，行為者において，その行為が他人の特許権を侵害する旨の認識がなければならない。特許権は，特許公報により公開されているが，製造に携わる者，製品を販売する者が，あらかじめ，全ての特許公報を読み，当該特許権の「特許発明の技術的範囲」を理解して，当該製品を製造し又は販売することが他人の特許権を侵害することにはならない旨の確認を怠ったことが民事上の過失となることがあっても，刑事上そのような義務はなく，また，これを行うことは物理的に不可能であろう。実務的に見ると，多くの場合特許権者から侵害者に対し特許権侵害の警告書が発送されるが，その到着後に引き続き行われた侵害行為につき，侵害の故意の立証が可能となろう。

第3 特許発明の技術的範囲についての問題点

侵害の有無は，特許公報の請求項の記載により判断すべきであるが，ここでも均等論問題（他人の製品等が明細書の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして特許発明の技術的範囲に属すると解する場合）が絡んでくる。平成10年2月24日の最高裁の民事事件であるボールスプラインの判示を刑事罰である侵害罪の観点から検討する。

1 判決の要旨は

特許侵害訴訟においては，相手方が製造等する製品又は用いる方法（以下「対象製品等」という。）が特許発明の技術的範囲に属するかどうかを判断するに当たっては，願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて特許発明の技術的範囲を確定しなければならず，特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合には，右対象製品等は，特許発明の技術的範囲に属するということはできない。しかし特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても

(1) 右部分が特許発明の本質的部分でなく
(2) 右部分を対象製品等におけるものと置き換えても，特許発明の目的を達成することができ，同一の作用効果を奏するものであって
(3) 右のように置き換えることに当業者が，対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができるものであり
(4) 対象製品等が，特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく，かつ
(5) 対象製品等が特許発明の特許出願時において，特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情もないときは

右対象製品等は，特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして，特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。

と判示するものである。

2 対象製品等が上記5つの積極又は消極要件を全部満たす時は，民事上特許権侵害が成立する事となるが，侵害の行為者において，同要件の全てにつき認識があるときに，196条の侵害罪の成否が問題となる。ところで均等論自体が，刑罰法規に例えれば，罪刑法定主義を捨て，同主義の禁じる刑の拡張解釈，類推解釈を行うのに等しい便宜論的な考え方をしているのであり，このような便宜論は民事訴訟においては許されても，刑罰である侵害罪につき，上記の均等論を持ち込むのは，罪刑法定主義の観点から許されないと解したい。

第4 間接侵害についての侵害罪の成否

1 間接侵害についての改正は，平成14年改正法の一つの目玉であり，この部分は，平成15年1月1日から

施行された。この改正については，本誌2002年11月号13頁に永井義久氏の解説「間接侵害規定」があるので，参照されたい。

2 改正後の特許法101条の規定は，以下の通りである。

次に掲げる行為は，当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において，業として，その物の生産についてのみ用いる物の生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

二 特許が物の発明についてされている場合において，その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき，その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら，業として，その生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為（14年改正法で新設）

三 特許が方法の発明についてされている場合において，業として，その方法の使用にのみ用いる物の生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

四 特許が方法の発明についてされている場合において，その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき，その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら，業として，その生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為（14年改正法で新設）

3 改正前の2号が3号となり，2号と4号が追加された。特許庁の報道発表によれば，改正前の規定は，特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する幇助的行為等を侵害行為に含めているが，対象を専用部品（その生産にのみ使用する物）に限定しているため，判例上も侵害が認められた事例は多くない。このため，権利保護強化の観点から悪意（特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら）で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲が拡大されたものであるとするものである。

4 改正の必要性が生じたのは，改正前の1号，2号が行為者の主観を要件とせず「～にのみ使用する物」（専用品）との客観的要件だけで判断するものとされていた。この「～にのみ」が厳格に解される結果，間接侵害が成立する場合が極めて限定された。間接侵害を否定した東京地裁昭和56年2月25日判決の「交換レンズ事件」(無体集13－1－139，判例時報1007－72)，大阪地裁昭和47年1月31日判決のチューブマット事件（無体集4－1－9，判例タイムズ276－360）等が有名であり，今回の改正を必要とした遠因であろう。

5 間接侵害行為が，侵害罪になるか否かについては，問題がある。特許庁の解説では，間接侵害を直接侵害の幇助的行為としているが，刑法的に見ると，間接侵害は直接侵害の予備罪ないしは未遂罪に該当する。予備又は未遂を処罰するには，明文の規定を必要とするが，特許法101条がその各号の行為を侵害とみなす旨規定していることは，ここで，予備罪ないしは未遂罪的な間接侵害行為を侵害行為とする旨の犯罪構成要件を定めたものと解されるので，196条の処罰の対象になるものと解したい。103条の過失推定の規定が，侵害罪の過失犯処罰規定とはならないことは前記したが，101条と103条とは，100条及び196条との関係では，規定の仕方を異にするので，101条を処罰の対象としても，矛盾はない。

6 刑事実務から見て，これまでの間接侵害は，民事裁判上認められない場合が多く，刑事事件としての立証は，更に困難と思われる。新2号，4号は，「にのみ（専用部品）」の要件が緩和されたが，悪意（特許発明であること及び侵害品に使われることを知りながら）という主観的要件を課されているので，刑事裁判上の立証は非常に困難な事が多いと思われる。

7 間接侵害については，実用新案法28条，意匠法38条，商標法37条にそれぞれ規定が設けられており，これらも，各侵害罪の対象となる。

8 最近の経済状況を見ると，巨大な発展途上国から世界中に安価な製品が輸出され，経済摩擦が増大しているが，間接侵害に該当する半製品の大量輸入も懸念され，これが今回の法改正となったのであろうが，これが洪水のようになってくれば，刑事罰の侵害罪の活用でわが国の産業を防衛せざるを得なくなることも危惧される。

第５ 両罰規定

殆どの行政罰則には，両罰規定が設けられている。

１ 特許法201条は

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人に対しては当該各号で定める罰金刑を,その人に対しては各本条の罰金刑を科する。

１　196条　1億5千万円以下の罰金

２　197条又は198条　1億円以下の罰金

と規定している。大変読み辛い悪文であるが，事業主には法人と自然人があり，その双方について一つのセンテンスで規定するため，このような悪文になる。

２ この解釈は次の通りとなる。

(1) A会社の従業者であるBが，会社の業務と関係なしに甲の特許権を侵害する行為をした場合には，上記の「従業者が，その法人の業務に関し」の要件に該当しないから，自然人であるBに196条の侵害罪が成立するだけで，両罰規定は発動せず，A会社が罰金刑に処せられる事はない。

(2) A会社の従業者であるCが,会社の業務に関し,ライバルである甲会社の生産方法にかかる特許権を侵害すると知りつつ，これをA会社の生産工程に採り入れて製品を製造した場合には，C に196条の侵害罪が成立することはもとより，上記の「従業者が，その法人の業務に関し」の要件に該当して両罰規定が発動し，A 会社は，最高で1億5千万円以下の罰金刑に処せられることとなる。

(3) 上記2の場合A会社の代表取締役が命令して従業者に侵害行為を行わせた場合には，代表取締役が自然人として196条の罪責を負うと共に，命を受けて侵害行為をした従業者も，特許権侵害の故意があれば，代表取締役との共同正犯ないしは幇助犯の罪責を負い，両罰規定が発動し，A会社は，罰金刑に処せられる。

(4) 問題となるのは，A会社の従業者である製造部長Dが上司に無断で，自己の出世を図るため，ライバル会社の製造方法の特許権を侵害して製品を製造し業績を向上させた場合である。Dの行為が会社の業務に関する事は明白である。しかし，上司である会社の幹部が関与していないときには，その自然人である会社の幹部を侵害罪で処罰することはできないが，両罰規定により会社を罰金刑に処する事ができるか否かにつき，責任主義を旨とする刑法理論上論議が交わされてきた。わが国において両罰規定が初めて設けられたのは昭和7年で歴史が浅い。最高裁は，昭和32年11月27日の大法廷の判決（最判刑11-12-3113）で，特許法と同じスタイルの入場税法の両罰規定につき「入場税法17条の3のいわゆる両罰規定は，事業主（本件の場合は個人経営）たる人の代理人，使用人，その他の従業者が入場税を逋脱しまたは逋脱せんとした行為に対し，事業主として右行為者らの選任監督その他の違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定した規定と解すべく，従って事業主において右に関する注意を尽くしたことの証明がなされない限り，事業主もまた刑責を免れないとする法意である」と判示し，過失責任を推定した規定であることを明らかにした。以後この判例理論が定着している。

３ これによれば，上司において，平素他社の特許権の侵害をしないよう部下に注意を喚起していたことなどが証明できない限り，会社も両罰規定による処罰を免れないこととなる。先年の改正により，前記の通り，特許法，実用新案法，意匠法の侵害罪が商標法の侵害罪と同様に非親告罪になると共に両罰規定の罰金が次の通り飛躍的に高額化された。

侵害罪については，特許法と商標法が1億5千万円以下

実用新案法と意匠法が1億円以下

その他の罪については，特許法と商標法が1億円以下

実用新案法と意匠法が3千万円以下の

なお，両罰規定の罰金の高額化は，平成4年頃の改正立法の趨勢であり，それまでは，両罰規定による法人等の罰金額は行為者の罰金と同額であったが，改正後は，特許法と商標法の侵害罪の行為者の法定刑が5年以下の懲役又は500万円以下の罰金であるのに対し，両罰規定の罰金は30倍の1億5千万円に引き上げられた。参考までに，他の法律の両罰規定も証券取引法と金融先物取引法が5億円，銀行法が3億円，独禁法が1億円に引上げられている。

４ 行為者の罰金については，これを完納できないときは，刑法18条1項により労役場に留置できるが，法人の罰金については，労役場留置はできず，刑事訴訟法490条により，法人の財産に対し強制執行ができるだけである。

第６ 特許権の無効と侵害罪の成否

１ 一般の事件においても，例えば背任，業務上横領などの財産犯が，民事の不法行為による損害賠償請求訴訟事件と併存する事がある。しかし，訴訟遂行上両者の間に直接の関係がなく，一方の裁判所の判断が他方の裁判所を拘束することはない。刑事の背任の裁判が無罪となり確定しても，民事裁判で被害者である原告の不法行為による損害賠償の請求が勝訴となる場合もあり，裁判の視点が違うので，同じ国の裁判であっても，法的に矛盾があるとはいえない。

２ これは，特許法の侵害罪についても，一応同じ事がいえる。しかし，特許権は，特許法により付与される権利であるので，特許権が審判又は裁判で無効とされた場合に侵害罪にかかる刑事裁判に影響がないと言い切れるか否かについては，問題がある。

ところで，刑事訴訟法435条５号が，再審事由として「特許権，実用新案権，意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡を受けた事件について，その権利の無効の審決が確定したとき，又は無効の裁判があったとき」と掲げていることの反面解釈として，特許権無効の審判請求が係属している場合においても，侵害罪の刑事裁判を進行させ有罪の判決をすることも違法ではなく，無効の審判が確定したとき，再審で救済すれば足りるとの解釈も成り立ち得る。

特許権，実用新案権，意匠権，商標権の無効は特許庁の審判またはその審判に対する東京高等裁判所の裁判により定まるものであり，明治以来の大審院判例により，特許侵害訴訟等において特許権等の無効を主張する事は許されないとされてきたことと，上記の再審事由の存在は関係がありそうである。大審院の判例に学者・実務家は反対してきたが，最高裁判所第３小法廷の平成12年４月11日の判決（最集54-4-1376 ）は，「特許権に基づく差止め，損害賠償の請求は，当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは，特段の事情がない限り，権利の濫用に当たり許されない」と判示し，大審院明治37年９月15日，大正６年４月23日その他の諸判例を変更した。

３ この判例の傾向に鑑みれば，少なくとも侵害したとされる特許権の無効であることが明白な事案については，侵害罪の成立は否定されるべきであり，捜査段階でこれが判明している場合には，「嫌疑不十分」として，不起訴処分にするのが相当と考える。

４ 同じ知的財産関係法においても，著作権法，種苗法，半導体の集積回路の回路配置に関する法律における侵害罪については刑事訴訟法に再審についての規定が全くない。これらの権利の無効が民事訴訟で争われている場合に，これと無関係に侵害罪の刑事訴訟手続きを進行してよいものか否かについては，問題が残る。もっともこれは，刑法犯についても有り得る事であり，横領罪，業務上横領罪は，自己の占有する他人の物を横領することを構成要件とするが，民事訴訟で，被告人が横領したとされる物の所有権が被告人に属することが確定した場合に，刑事裁判が未確定のときは，被告人を無罪とすべきであるが，すでに刑事裁判の有罪が確定している場合には，個別恩赦以外に救済の方法がないようである。このような争いがある場合には，起訴をしてはならないと解される。

第７ 公訴時効についての問題点

１ 刑事訴訟法250条によれば，法定刑の最高が５年を超える刑の公訴時効は５年，５年未満の刑及び罰金刑は３年と規定されている。

特許法と商標法の侵害罪は，５年以下の懲役であるから公訴時効が５年，実用新案法，意匠法の侵害罪は，３年以下の懲役であるから３年であり，刑法犯の窃盗，詐欺，恐喝，業務上横領の法定刑が10年以下の懲役であるから公訴時効が７年であるのに比較し，時効の期間が短い。刑事訴訟法253条によれば，時効は，犯罪行為が終わった時から進行すると規定されている。侵害罪は，例えば，他人の特許権を侵害して製品を製造し続けている間は，犯罪行為が継続しているので，その製造を中止するまでは時効が進行しない。

２ 両罰規定による事業主である法人等に対する罰金刑の公訴時効について問題がある。これまで，行政罰則の法定刑は，概ね懲役３年以下であり，公訴時効が罰金刑と同じ３年であったので，特に問題がなかったが，特許法の侵害罪が５年以下の懲役に重罰化され，かつ，両罰規定の罰金が１億５千万円以下の罰金となると，行為者の時効が5年であるのに，事業主の罰金の時効が３年であることとの均衡を失するのではないかといえる。しかし最高裁の昭和35年12月21日の大法廷の判例（最刑集14-14-2162）は，取引高税違反につき「両罰規定における事業主たる法人又は人に対する公訴時効は，その法人又は人に対する法定刑たる罰金

刑につき定めた3年の期間を経過することにより完成する」と判示した。この大法廷の判例には少数意見もあり，いずれ判例が変更され，法人の罰金刑についても，行為者の懲役刑の公訴時効と同一とされるようになるのではないかと考える。ただ，侵害罪に関する限り，上記の通り継続犯であるから，時効は余り問題とならないであろう。

第８ その他の罰則について

１ 特許法197条は「詐欺の行為により，特許，特許権の存続期間の延長登録，特許異議の申立についての決定又は審決を受けた者は，3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する」と規定している。両罰規定による事業主の罰金は1億円以下である（201条2号）。多くの行政法令に同種の罰則が設けられているが，刑法246条の詐欺罪の特別規定であり，詐欺罪では，被害者が欺罔されることが要件となっているが，特許法197条においては詐欺の行為があれば，当局担当者が欺罔されていなくても違反罪が成立する。

２ 特許法198条は「188条の規定に違反した者は，3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する」と規定している。両罰規定は197条と同じである。

188条（虚偽表示の禁止）は，次の通り規定している。

何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

一 特許に係る物以外の物又はその包装に特許表示又はこれに紛らわしい表示を付する行為

二 特許に係る物以外の物であって，その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を付したものを譲渡し，貸渡し，又は譲渡若しくは貸渡しのために展示する行為

三 特許に係る物以外の物を生産させ若しくは使用させるため，又は譲渡し若しくは貸し渡すため，広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し，又はこれと紛らわしい表示をする行為

四 方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるため，又は譲渡し若しくは貸し渡すため，広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し，又はこれと紛らわしい表示をする行為

これらの行為は，多くの場合刑法の詐欺罪又は詐欺未遂罪を構成しこれらに吸収されるものと解する，また，同時に，不正競争防止法13条2号の虚偽表示罪を構成する可能性がある。

３ 虚偽表示については次の法律にも同様の罰則が設けられている。実用新案法58条，52条（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金，両罰規定3000万円以下の罰金）

意匠法71条，65条（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金，両罰規定3000万円以下の罰金）

商標法80条，74条，（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金，両罰規定1億円以下の罰金）

種苗法58条1号，51条（20万円以下の罰金，両罰規定20万円以下の罰金）

４ 特許法199条（偽証等の罪）及び200条（秘密を漏らした罪）については，省略する。

むすび

今後刑事罰が最も活用される可能性がある法律は，著作権法であると思われるが，領域が広く，論点が多いので，紙数の制約上割愛した。同法も，しばしば改正が行われているが，侵害罪は，未だに親告罪のままである。不正競争防止法については，営業秘密の侵害につき，罰則がなかったが，つぎの改正で罰則が設けられ，その活用が期待できる。所有権四法につき，刑事罰の活用を活発化させる事が望ましいか否かは，大変難しい問題である。訴訟社会となることを好まない国民性は美徳であり大事にしたい。まして，知的財産権を巡って告訴合戦の泥試合が始まることは避けたいものである。

（原稿受領 2003.1.28）